

新型コロナウイルス施策一覧

融資関連～日本政策金融公庫・商工中金～

※赤字箇所が更新された内容です

施策一覧

種類	内容	返済期間	要件	特徴
①新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	【国民生活事業】 融資上限： 8,000万円 金利：当初3年0.36%(上限 6,000万円) 以後1.26% 【中小企業事業】 融資上限： 6億円 金利：当初3年0.21%(上限 3億円) 以後1.11% ※金利は2021.1.4時点、借入期間5年の場合	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 (内据置期間5年以内)	直近1ヶ月等売上が前年又は前々年同月比▲5%以上 ※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併など売上増加に直結する要因がある場合 (①②④⑤共通) 直近1ヶ月等の売上又は過去6ヶ月(直近1ヶ月含む)の平均売上が次のいずれかと比較して▲5%以上 ①過去3ヶ月(直近1ヶ月含む)の平均売上 ②令和元年12月の売上 ③令和元年10月～12月の平均売上 ※直近1ヶ月等：直近14日間以上1ヶ月未満の任意の期間を含む。	・低金利 ・無担保 ・別枠融資 ★当初3年間の金利について特別利子補給対象
②生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	融資上限： 8,000万円 金利：当初0.36%(上限 6,000万円) 以後1.26%	【振興計画認定の組合員】 設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 【組合員以外】 設備資金：20年以内 (内据置期間5年以内)	直近1ヶ月等売上が前年又は前々年同月比▲5%以上 ※生活衛生関係事業者限定 (宿泊業、飲食業、理美容業等)	・低金利 ・無担保 ・別枠融資 ★当初3年間の金利について特別利子補給対象
③衛生環境激変対策特別貸付 (日本政策金融公庫)	融資上限：1,000万円※運転資金のみ ※旅館業は3,000万円 金利：1.86% (振興計画認定有：0.96%)	7年以内 (内据置期間2年以内)	直近1ヶ月売上が前年又は前々年同月比▲10%以上 ※旅館業、飲食店営業、喫茶店営業限定	・3業種限定の別枠融資
④商工中金危機対応融資 (商工中金)	融資上限： 6億円 金利：当初3年0.21%(上限 2億円) 以後1.11%	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 (内据置期間5年以内)	直近1ヶ月等売上が前年又は前々年同月比▲5%以上	★当初3年間の金利について特別利子補給対象
既存の借入との借換 (日本政策金融公庫・商工中金)	【金利引下げ・実質無利子化の限度額】 日本政策金融公庫 中小事業： 3億円 国民事業： 6,000万円 商工中金： 3億円 【借換限度額】 日本政策金融公庫 中小事業： 6億円 国民事業： 8,000万円 商工中金： 6億円 ※新規融資と既存借換額の合計額が限度	対象となる新規借入に準ずる (①②④)	対象となる新規借入の要件に準ずる 【対象となる新規借入】 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ④商工中金危機対応融資	既存の借入との借換により、総額での金利引下げ等が可能となる

※国民事業における利子引下げ、特別利子補給は①②④全体で借入額**6,000万円が限度**

新型コロナウイルス施策一覧

融資関連～民間の金融機関等～

※赤字箇所が更新された内容です

施策一覧

種類	内容	返済期間	要件	特徴
⑤セーフティネット保証4号 (民間金融機関)	借入の100%を信用保証協会が保証 保証限度額 一般保証と別枠2.8億円 ※保証枠は⑥セーフティネット保証5号と共有	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲20%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲20%以上 ※全都道府県対象	保証料の補助は各自治体による ★保証料ゼロ・無利子対象
⑥セーフティネット保証5号 (民間金融機関)	借入の80%を信用保証協会が保証 保証限度額 一般保証と別枠2.8億円 ※保証枠は⑤セーフティネット保証4号と共有	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲5%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲5%以上 ※R2.5.1以降全業種対象	保証料の補助は各自治体による ★保証料ゼロ・無利子対象
⑦危機関連保証 (民間金融機関)	借入100%保証 保証限度額 一般保証・セーフティネット保証と別枠2.8億円	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲15%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲15%以上	保証料の補助は各自治体による ★保証料ゼロ・無利子対象
実質無利子となる融資 (民間金融機関)	⑤セーフティネット保証4号、⑥セーフティネット保証5号、 ⑥危機関連保証と連動した実質無利子となる融資 融資上限額：6,000万円 担保：無担保 金利：通常金利(★当初3年間の特別利子補給対象) 保証料：全額補助または半額補助	10年以内 (内据置期間5年以内)	⑤セーフティネット保証4号・5号 ⑥危機関連保証に連動 ★信用保証付きの既往債務も対象要件を充足すると、実質無利子融資への借換えが可能 ★保証協会への申込期限：R3.3月末	既にセーフティネット保証または危機関連保証での融資を受けている場合は再度手続きが必要 ★認定書の有効期限認定は随時実施(有効期限は1ヶ月)
新型コロナ特例リスクジュール	一括して既存借入の1年間の元金返済猶予申請が可能手順 ①中小企業再生支援協議会へ相談 ②特例リスクジュール計画策定(支援有り) ③毎月の資金繰りを継続的にチェック ※①～③における費用は原則不要		直近1ヶ月売上が前年又は前々年同月比▲5%以上	原則費用負担無しで中小企業再生支援協議会による債務のリスクジュールが可能

新型コロナウイルス施策一覧

税金関連等

施策一覧

種類	対象税目	内容	要件	特徴
納税猶予	国税 法人税、消費税、 所得税など(印紙税 除く)	税務署へ申請し、1年以内で 納税を猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年2月以降納期限までの一定期間（1ヶ月以上）において 売上が前年同期比▲20%以上▶無担保+延滞税無しで1年間猶予 上記以外で個別の事情がある場合▶延滞税が軽減 ・猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無い ・本来の納期限から6ヶ月以内に申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞税免除 ・財産の差押えが猶予 ・無担保
テレワーク促進税制 (既存の税制の後押し)	法人税 所得税	テレワークに必要な設備投資 をした場合、設備の即時償 却又は取得価額の最大 10%の税額控除 (資本金3,000万円超の法 人は7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の青色申告法人 ・対象資産（全て新品） テレワークPC、テレビ会議システム、勤怠管理システム等 (資産要件) ・遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 (金額要件) 器具及び備品：1台30万円以上 ソフトウェア：1つ70万円以上 ※従前の設備類型とは別枠での類型（C類型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法の 経営力向上計画の認定が必要 ※計画申請の際、経済産業 局によるデジタル化設備に関 する確認書が必要（設備取 得前）
社会保険料換価猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以 内の範囲内で各月に分割し て納付	<ul style="list-style-type: none"> ・一時納付により事業の継続等を困難にする恐れがあると認められること ・猶予申請以前の社会保険料の滞納、延滞金が無い ・本来の納期限から6ヶ月以内に申請 ・猶予相当額の担保提供があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞金の一 部が免除 ・財産の差押えが猶予
社会保険料納付猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以 内の範囲内で各月に分割し て納付	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止または休業したこと ・申請前の1年間において、その前年の利益額の1/2を超える損失（赤字） が生じたこと ・要件に該当する事由発生後速やかに申請 ・猶予相当額の担保提供があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞金の全 部または一部が免除 ・財産の差押えが猶予
法人税繰戻還付	法人税	欠損金が生じた場合、前年 度に納付した法人税の還付 請求ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告法人で、前年度から連続して青色申告書を提出 ・資本金10億円以下の法人 	R2.2.1～R4.1.31までの間 に終了する事業年度に生じた 欠損金が対象

新型コロナウイルス施策一覧

給付金・補助金等

※赤字箇所が更新された内容です

施策一覧

種類	内容	対象事業者	要件等	特徴													
家賃支援給付金	<p>申請日の直前1ヶ月に支払った賃料をもとに算定 【給付額】 法人：最大600万円 個人事業者：最大300万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者区分</th> <th>支払賃料(月額)</th> <th>給付額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>75万円以下</td> <td>支払賃料×2/3</td> </tr> <tr> <td>75万円超</td> <td>50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人事業者</td> <td>37.5万円以下</td> <td>支払賃料×2/3</td> </tr> <tr> <td>37.5万円超</td> <td>25万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/3」</td> </tr> </tbody> </table>	事業者区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)	法人	75万円以下	支払賃料×2/3	75万円超	50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」	個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3	37.5万円超	25万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/3」	<p>資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者</p> <p>※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人なども含む</p>	<p>2020年5月～12月において下記のいずれかに該当</p> <p>①いずれか1ヶ月の売上が前年同月比▲50%以上</p> <p>②連続する3ヶ月の売上が前年同月比▲30%以上</p>	<p>申請期限 R3.2.15（不備による再申請もR3.2.15まで） ★R3.1.15までに申請が間に合わなかった理由書が必要</p> <p>電子申請</p> <p>申請要領等の詳細 https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</p>
事業者区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)															
法人	75万円以下	支払賃料×2/3															
	75万円超	50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」															
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3															
	37.5万円超	25万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/3」															
雇用調整助成金 (コロナ特例措置)	<p>従業員の休業手当の一部を助成 ※R2.4.1～R3.2.28の休業に適用</p> <p>【助成率】 中小企業：4/5(解雇無しの場合10/10) 大企業：2/3(解雇無しの場合3/4)</p> <p>※助成額の上限：日額15,000円（教育訓練実施の場合、加算有り）</p>	<p>・全業種対象 ・雇用保険被保険者でない従業員も対象 ・新卒者など雇用保険被保険者として継続雇用期間が6ヶ月未満の従業員も対象（R2.1/24以降の休業のみ）</p>	<p>直近1ヶ月の売上が前年同月比▲5%以上</p>	<p>・申請書類が簡素化（記載項目半減）</p> <p>・休業等計画届の提出不要（R2.5/19より）</p> <p>・オンライン申請開始予定</p>													
IT導入補助金	<p>特別枠を下記のとおり見直し 【新特別枠類型①（連携類型（仮称））】 補助額30万円～450万円 補助率2/3 ①導入するITツールが非対面・非接触に資するものであること ②業務プロセスが2プロセス以上含まれるITツールを導入すること ③導入したITツールが業務プロセス間において連携し、業務上の情報の共有が行われることで、複数の業務工程が広範囲に非対面化・DX化されること</p> <p>【新特別枠類型②（テレワーク類型（仮称））】 補助額30万円～150万円 補助率2/3 ①・②：連携類型と同じ ③：導入するITツールがクラウドに対応していること</p>			<p>公募スケジュール等の詳細は未定</p>													

新型コロナウイルス施策一覧

福岡県独自の支援策 ※赤字箇所が更新された内容です

施策一覧

種類	内容	対象事業者	相談窓口																																			
福岡県感染拡大防止協力金	<p>福岡県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店等に協力金を支援 【第1期】R3.1.16(土)0時～2.7(日)24時まで 【第2期】R3.2.8(月)0時～3.7(日)24時まで ・営業時間を5時～20時までの間とすること、酒類提供時間を11時～19時までとすること 【給付額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要請に応じた期間</th> <th>1店舗あたり給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1期</td> <td>R3.1.16(土)～2.7(日)</td> <td>138万円(6万円/日×23日)</td> </tr> <tr> <td>R3.1.17(日)～2.7(日)</td> <td>132万円(6万円/日×22日)</td> </tr> <tr> <td>R3.1.18(月)～2.7(日)</td> <td>126万円(6万円/日×21日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2期</td> <td>R3.2.8(月)～3.7(日)</td> <td>168万円(6万円/日×28日)</td> </tr> <tr> <td>R3.2.9(火)～3.7(日)</td> <td>162万円(6万円/日×27日)</td> </tr> <tr> <td>R3.2.10(水)～3.7(日)</td> <td>156万円(6万円/日×26日)</td> </tr> </tbody> </table>		要請に応じた期間	1店舗あたり給付額	第1期	R3.1.16(土)～2.7(日)	138万円(6万円/日×23日)	R3.1.17(日)～2.7(日)	132万円(6万円/日×22日)	R3.1.18(月)～2.7(日)	126万円(6万円/日×21日)	第2期	R3.2.8(月)～3.7(日)	168万円(6万円/日×28日)	R3.2.9(火)～3.7(日)	162万円(6万円/日×27日)	R3.2.10(水)～3.7(日)	156万円(6万円/日×26日)	<p>福岡県内でR3.1.16より前に開業し、夜20時～翌朝5時までの時間帯に営業を行っている施設で、飲食店営業許可、喫茶店営業許可を得ている施設 ※宅配・テイクアウト専門などは対象外</p>	<p>申請期間 R3.2.8(月)～3.7(日)</p> <p>WEB申請</p> <p>郵送申請 ※R3.3.7消印有効</p> <p>問合せ先 福岡県感染拡大防止協力金センター 0120-567-918</p>																		
	要請に応じた期間	1店舗あたり給付額																																				
第1期	R3.1.16(土)～2.7(日)	138万円(6万円/日×23日)																																				
	R3.1.17(日)～2.7(日)	132万円(6万円/日×22日)																																				
	R3.1.18(月)～2.7(日)	126万円(6万円/日×21日)																																				
第2期	R3.2.8(月)～3.7(日)	168万円(6万円/日×28日)																																				
	R3.2.9(火)～3.7(日)	162万円(6万円/日×27日)																																				
	R3.2.10(水)～3.7(日)	156万円(6万円/日×26日)																																				
福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金	<p>マスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品の購入に係る経費を助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物品購入に要した経費</th> <th colspan="2">助成額</th> </tr> <tr> <th>単独店舗の事業者</th> <th>複数店舗の事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円以上3万円未満</td> <td>2万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>3万円以上4万円未満</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>4万円以上5万円未満</td> <td>4万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>5万円以上</td> <td>5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5万円以上6万円未満</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>6万円以上7万円未満</td> <td></td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>7万円以上8万円未満</td> <td></td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>8万円以上9万円未満</td> <td></td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>9万円以上10万円未満</td> <td></td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>10万円以上</td> <td></td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	物品購入に要した経費	助成額		単独店舗の事業者	複数店舗の事業者	2万円以上3万円未満	2万円	2万円	3万円以上4万円未満	3万円	3万円	4万円以上5万円未満	4万円	4万円	5万円以上	5万円		5万円以上6万円未満		5万円	6万円以上7万円未満		6万円	7万円以上8万円未満		7万円	8万円以上9万円未満		8万円	9万円以上10万円未満		9万円	10万円以上		10万円	<p>①～③全て満たす事業者 ①福岡県内で、飲食店営業許可、喫茶店営業許可を得ている事業者 ②福岡県「感染防止宣言ステッカー」の登録及び店舗に提示している事業者 ③経営革新実行支援補助金（感染防止対策）、福岡県民泊事業者緊急支援補助金を受けていない事業者</p>	<p>福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局 0120-110-193 受付時間 9:00～17:00</p>
物品購入に要した経費	助成額																																					
	単独店舗の事業者	複数店舗の事業者																																				
2万円以上3万円未満	2万円	2万円																																				
3万円以上4万円未満	3万円	3万円																																				
4万円以上5万円未満	4万円	4万円																																				
5万円以上	5万円																																					
5万円以上6万円未満		5万円																																				
6万円以上7万円未満		6万円																																				
7万円以上8万円未満		7万円																																				
8万円以上9万円未満		8万円																																				
9万円以上10万円未満		9万円																																				
10万円以上		10万円																																				
福岡県家賃軽減支援金	<p>申請日の直前1ヶ月に支払った賃料をもとに算定 【給付額】 法人：最大60万円 個人事業者：最大30万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者区分</th> <th>支払賃料(月額)</th> <th>給付額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法人</td> <td>75万円以下</td> <td>支払賃料×1/15</td> </tr> <tr> <td>75万円超 225万円以下</td> <td>5万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/30」</td> </tr> <tr> <td>37.5万円以下</td> <td>支払賃料×1/15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人事業者</td> <td>37.5万円超 112.5万円以下</td> <td>2.5万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/30」</td> </tr> </tbody> </table> <p>★北九州市内の「接待を伴う飲食店」、「ライブハウス」を運営する事業者は特例加算有り R2.6/1～6/18の休業協力要請期間中に事業活動を9日以上休業している場合</p>	事業者区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)	法人	75万円以下	支払賃料×1/15	75万円超 225万円以下	5万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/30」	37.5万円以下	支払賃料×1/15	個人事業者	37.5万円超 112.5万円以下	2.5万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/30」	<p>★国の家賃支援給付金の給付を受けた事業者</p> <p>納税地が福岡県内の事業者限定</p>	<p>WEB申請 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yachin-keigen-fukuoka.html</p> <p>申請期間 R2.7.27(月)～R3.3.16(火) 国の家賃支援給付金の給付決定後に申請可能 ※添付書類に、国の家賃支援給付金の申請画面の添付が必要</p>																						
事業者区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)																																				
法人	75万円以下	支払賃料×1/15																																				
	75万円超 225万円以下	5万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/30」																																				
	37.5万円以下	支払賃料×1/15																																				
個人事業者	37.5万円超 112.5万円以下	2.5万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/30」																																				

新型コロナウイルス施策一覧

福岡市独自の支援策 ※現在検討中の内容等を含みます

施策一覧

種類	内容	対象事業者等	相談窓口
売上が減少した事業者への支援	<p>緊急事態宣言に伴い、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛等による影響で売上が減少した事業者のうち、国や県の一時金等の対象にならない事業者に対し支援</p> <p>【支援内容】 法人：上限15万円 個人事業者：上限10万円</p>	<p>「福岡県感染拡大防止協力金」や国の「中小事業者に対する支援（一時金）」の対象とならない事業者で下記のいずれかを満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店と取引がある事業者等、国の一時金の対象業種で売上が30%以上50%未満減少した事業者（50%以上減少した事業者は国が支援） ・国や県の支援対象とならない業種で売上が50%以上減少した事業者 	<p>申請開始 R3.3月中旬頃予定</p> <p>支給開始 R3.3月下旬頃予定</p> <p>問合せ先 経済支援策コールセンター 090-8730-6099 090-8730-6958 090-8735-0386 平日：午前10時～午後5時</p>
感染症対応シティ促進事業	<p>市民に商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に、感染症対策の強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の一部を助成</p> <p>【助成額】 経費の2/3 ※上限60万円（うち、物品・サービス導入経費は上限20万円）</p>	<p>【物品・サービス導入経費】 具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーティション、自動手指消毒器、空気清浄機、サーキレーター、非接触型検温機器 ・キャッシュレス決済端末、モバイルオーダーシステムなど <p>※消耗品は対象外</p> <p>【工事経費】 具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客席用間仕切版の設置、空気清浄機や換気機能を搭載したエアコンの設置、自動水栓の設置 ・非接触センサー付きトイレへの改修、三密を避けることを目的としたレイアウト変更 ・テイクアウト専用カウンターへの改修など 	<p>対象期間 物品・サービス導入経費 R3.2月下旬～R3.6月下旬まで（予定）</p> <p>工事経費 検討中 （交付決定後着する工事に限る）</p>